

岩手県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成26年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一般国道340号宮古市和井内字塚ノ神から下閉伊郡岩泉町大川字大家地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年3月29日から同年7月14日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、空中三角測量及び数値図化）